



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）年11月10日

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の 供与期間を見直しました

借家に居住されていた被災者の方に提供している賃貸型応急住宅の供与期間を、6か月から1年に延長しました。

1 運用開始日時 令和7年(2025年)11月10日(月)から

2 見直し概要

当初想定より被災した住家が多く、住み慣れた地域での再建先の確保に時間を要することが懸念されたことから見直したものです。

既に6か月の契約で賃貸型応急住宅に入居されている方は、賃貸借契約の再契約により、当初の入居日から1年の範囲内で入居の延長が可能となります。

【居住住家ごとの供与期間】

居住していた住家	供与期間	
	変更前	変更後
持ち家	2年	2年
借家	6か月	1年

【お問い合わせ先】

都市建設局 住宅部 住宅政策課

電話:096-328-2989

課長:荒巻 純生(あらまき すみお)